八　特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次号、第一条の六第八号及び第三十八条第六項第一号において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ　特定資本金の額（資産流動化法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。ロにおいて同じ。）が十億円以上であるもの

ロ　特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみが取得しているもの

九　前各号に掲げる者又は資本金の額が十億円以上の株式会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。）

2　法第二条第十五項の主務省令で定める金額は、十億円とする。

（国内にある者の範囲）

第一条の二　商品先物取引法施行令（以下「令」という。）第二条第二号の主務省令で定める者は、前条第一号各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（外国商品市場取引について高度の能力を有する者）

第一条の三　令第二条第三号の主務省令で定める者は、第一条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者）

第一条の四　令第二条第五号の主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二　法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）

三　法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者及び前二号に掲げる者を除く。）をいう。）

四　法第二条第二十二項第五号に掲げる行為（同号に規定する媒介、取次ぎ及び代理を除き、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）を行う者が商品の売買等（法第二条第二十六項に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行っている者（以下この号において「当業者」という。）である場合には、他の当業者（前三号に掲げる者を除く。）

イ　当該他の当業者との間の商品の売買取引に付随して行うものであること。

ロ　商品市場における相場等（令第二十九条第四号に規定する「商品市場における相場等」をいう。以下同じ。）に係る変動により生ずるおそれのある当該他の当業者の損失を軽減することを目的とするものであること。

（商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者）

第一条の五　法第二条第二十五項第三号の主務省令で定める者は、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

（特定委託者の範囲）

第一条の六　法第二条第二十五項第八号の主務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　法第六章に規定する委託者保護基金

二　法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者（法人である者に限る。）

三　特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

四　金融商品取引業者

五　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）であって、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十五条に規定する商品投資販売業者である者（法人である者に限る。）

六　預金保険機構

七　保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構

八　特定目的会社

九　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株券の発行者である会社

十　取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社

十一　外国法人

（取引対象商品である物品に関連する物品）

第一条の七　法第二条第二十六項及び第百九十七条の九第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

一　当該取引対象商品である物品の主たる原料又は材料となっている物品

二　当該取引対象商品である物品を主たる原料又は材料とする物品

三　商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該取引対象商品である物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

（特定当業者である法人の要件）

第一条の八　法第二条第二十六項の主務省令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約（当該法人が売買等を業として行っている物品又はこれに関連する物品として次に掲げるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。）を締結した日から起算して一年を経過していると認められることとする。

一　当該法人が売買等を業として行っている物品の主たる原料又は材料となっている物品

二　当該法人が売買等を業として行っている物品を主たる原料又は材料とする物品

三　商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該法人が売買等を業として行っている物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

第一条の九の次に次の一条を加える。

（兼業業務の廃止の届出）

第一条の十　商品取引所が法第三条第一項ただし書の規定の認可を受けた業務（金融商品債務引受業等（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。第七十一条第三号において同じ。）及びこれに附帯する業務に限る。）を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　当該業務を廃止した年月日

二　当該業務を廃止した理由

第二条の二の見出し中「商品取引所法施行令」を「商品先物取引法施行令」に改め、同条中「商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号。以下「令」という。）第二条第一項」を「令第三条第一項」に改め、「第七条」の下に「、第四十一条、第五十一条、第九十条の三及び第百九条の二」を加える。

第九条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。